ひょうごのし拡大協議会

東南アジア市場でも富裕層が多く日本食への関心の高いマレーシアにおいて、兵庫県の安全で高品質な農林水産物・加工食品のプロモーション事業を実施することにより、マレーシアへの販路開拓・拡大に向けた取組を支援します。

なお、本事業はマレーシア現地において日本食材に関する豊富な知識とシェフやバイヤー等への人脈を有するエキスパートに事業運営を委託して実施し、各事業の実施で得たマレーシアにおける参加商品の評価を各事業者様にフィードバックすることで、今後の継続取引の実現を目指すものです。

今年度はマレーシアでの定番商品化を実現するために、現地有力卸が協力する本格企画です。

マレーシア市場での販売を成功・拡大させたい事業者様はぜひご応募ください！

１ 事業概要

新型コロナウイルス感染症拡大等による現地情勢の変化に伴い、事業内容を一部変更・中止する可能性があります。

事業概要及びスケジュール　　　　網掛け：事業者様 要対応

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 月 | 日 | **グロサリー（常温加工食品）** | **生鮮（魚、野菜）** |
| 6月 | 30日(金) | **現地プロモーション 参加申込み締切** 【提出物】1：参加申込書（様式1） 　　　　　２：企業・商品情報シート （様式2） 　　　　　３：PR用商品写真データ | |
|  | | | |
| 7月 | 上旬 | 現地卸による商品リスト確認 | フェア実施店による商品リスト確認 |
| **現地プロモーション参加企業ならびに商品選定** ※ 現地卸・フェア実施店による確認、および事務局・本事業委託先とのWeb面談等により、現地ニーズと合致しており、プロモーション効果の期待できる商品を選定 | |
|  | | | |
| 7月 | 中旬 | **参加商品結果通知** | |
| 輸出準備・ラベル作成の調整(～7月末) | 輸出準備 |
| 下旬 | 事業者様による英語ラベル添付・梱包・発送 |  |
| 末 | **国内指定倉庫着（必着）** |  |
| 8月 | 上旬 | 輸送業者による輸送（船便） |  |
| 中旬 | 商品マレーシアへ到着 |  |
|  | | | |
| 9月 | 下旬～ |  | １店目フェア用食材輸送・到着 （航空便・週2便で随時） |
| 27日(水)～ | **プロモーション（県産食材を使用した一般消費者を対象としたレストランフェア） ①　Hibiki (ハイエンド寿司料理店)** | |
| 10月 | 上旬 |  | 商談会用　食材輸送（航空便） |
| 上旬(調整中) | **現地バイヤー及びシェフを招いての商品説明及び試食商談会** | |
| 下旬～ |  | ２店目フェア用食材輸送・到着 （航空便・週2便で随時） |
| 25日(水)～ | **プロモーション（県産食材を使用した一般消費者を対象としたレストランフェア） ② KAITO (「ハラール」高級日本食フュージョン料理店)** | |
|  | | | |
| 12月 | 中旬～ | 実施結果等レポート通知（参加事業者へのフィードバック） | |

【Ⅱ　マレーシアにおける現地プロモーション】

**参加申込締切　　６/30 (金)**

９月中旬から以下の県産農林水産物等プロモーションをマレーシア現地にて実施します。参加希望の事業者は、P.３からの　２ 参加条件　　や、３ 参加事業者の費用負担　　など、本要領に十分お目通しいただき、別添の参加申込書にて、ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局（兵庫県流通戦略課）までお申込み下さい。

１　現地プロモーション内容

(1)　一般消費者を対象としたレストランフェア

マレーシアにある日本食レストランで、兵庫県産食材を使ったメニューを開発し、現地で販売する適正な価格を設定し、一般消費者へ提供します。

また、同レストランのシェフへのヒアリング及び一般消費者へのアンケートを実施することで得た購入動向等の情報を参加事業者様へフィードバックし、今後の海外向け商品の改良や現地における販路開拓につなげます。

①　期　　　　間　令和５年９月中旬～令和５年10月中旬（１店舗２週間以上×２店舗）〔予定〕

②　場　　　　所 (ｱ)Hibiki（ハイエンド寿司料理店）

　　　　　　　　　　　　(ｲ)KAITO（「ハラール」高級日本食フュージョン料理店）

※共に参加商品に合わせて実施店舗を決定します。

③　事業者数／品目数　10事業者／10品目程度を想定〔常温品・冷蔵品・冷凍品〕

(2)　現地シェフやバイヤー等を対象とした試食商談会

　　　レストランフェアで開発した県産食材を使用したメニューを、シェフやバイヤー等に試食していただき、マレーシアでの販路開拓につなげます。レストラン等からの問い合わせ等は、運営業者が間に入り、参加事業者につなぐほか、シェフやバイヤーからの評価や反応を把握し、参加事業者へフィードバックします。

①　期　　　　間　令和５年10月上旬〔予定〕

②　場　　　　所　Hibiki（兵庫県フェア開催レストラン内）

③　参加者　10社以上（レストランシェフ、業務卸（生鮮、グロサリー）、小売等）

【Hibiki】

クアラルンプールのアイコンとして有名なツインタワー横に位置する

マレーシア屈指のラグジュアリーホテル「フォーシーズンズホテル」内

の高級寿司店。

日本人オーナーシェフによる本格的な寿司料理を提供しており、

ハイエンドの客層への認知度向上が期待できます。



【KAITO】

古くから富裕層の居住エリアとして知られるTTDI地区にある高級

日本食フュージョン料理店。

オーナーシェフはイスラム教徒のマレー人であり、ムスリムのアッパー

ミドル層への認知度向上が期待できます。

２　参加条件

(1)　レストランフェア・試食商談会に使用する商品を無償で提供いただくこと

　　　　商品数の目安は150-200名（レストラン2店へ提供いただく場合）を想定してください。ただし、商品単価や参加品目数、商品内容量などを踏まえて、参加事業者と運営業者、事務局で相談のうえ、決定させていただくものとお考えください。

なお、主な用途はレストランフェアと試食相談会で提供するメニュー開発、提供であり、現地の売上の返金はないことをご承知ください。

【今回のフェアで特に欲しい食材等】

・地元の海産物、果物、野菜

・ハラール認証取得済みの食品

(2)　参加商品は以下ア～カの条件をすべて満たすこと

　　ア　兵庫県認証食品認証取得事業者の商品または兵庫県内で生産された農畜水産物またはそれを使用する加工食品であること。

　　イ　日本国内で生産されたもので、添加物、化学調味料、着色料を極力使用していないこと。

　　ウ　製造日から賞味期限までが原則として180日以上（グロサリーは1年が理想です）であり、９月からのプロモーション以降も十分な残余期間を有していること。

　　エ　マレーシアの規制等をクリアしているもの。（残留農薬規制、使用可能添加物、使用可能包材、栄養表示等）

　　オ　裁判等で係争中の商品又は表示は使用しないこと。

　　カ　特許権・意匠権・商標権等を侵害する恐れがあると判断されないもの。

　　キ　商流のない米、酒類以外の品目であること（マレーシアでの米、酒類の販売にはライセンスや商品登録が必要となるため、すでに商流のあるもの以外は、本プロモーションの対象外とさせていただきます。）

　　※　７ 輸入制度について　　も合わせてご確認ください。

(3)　事業参加者は　以下ア～オの条件をすべて満たすこと。

ア　兵庫県内に事業所のある食品または食品関連産業の生産者・製造者、並びにこれらの生産者・製造者を会員とする団体等であること。

イ　ひょうご農畜水産・加工食品輸出促進ネットワークに登録を行っていること。

（事業参加申込みと同時に登録いただいても結構です。）

ウ　商品の輸出に意欲的であること。

エ　参加商品の輸出入手続きに係る必要な商品情報の提供及び参加商品紹介等のための各種資料作成（画像や文字情報の提供）に遅滞なく対応いただけること。

オ　本事業の実施後、事業の成果や改善の検討、参加事業社の輸出取引の状況などに関するアンケートやヒアリングに複数年ご協力いただけること。

３　参加事業者の費用負担

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 参加商品数 | １商品 | ２商品以上 | 自らの輸出ルートを利用する場合 |
| 費用負担 | ２万円 | ４万円 | 一律１万円 |

　　　※２商品以上で申込の場合の参加商品数については、応募総数に応じて別途決定します。

　　　※自らの輸出ルートを利用し、商品を事務局指定の期日・場所（マレーシア）に確実に配送できるものは、参加料を一律とします。

(1)　参加料に含まれるもの

　　ア　日本国内の指定場所からマレーシアへの参加商品の輸送費

（通関関係費・現地対応の一括表示ラベルデータ作成費を含む）

　　イ　プロモーション料

　　　　レストランフェア（メニュー開発等）、アンケート作成・実施、参加事業者向けフィードバック資料作成など

(2)　参加料に含まれないもの（別途ご負担いただくもの）

　　ア　レストランフェアの商品（現物）

　　イ　日本国内指定倉庫への上記アの商品輸送費

　　ウ　輸出にかかる各種証明書取得費用（衛生証明書、放射性物質検査証明、産地証明等）

　　エ　現地対応の一括表示ラベル貼付に係る費用

　　　　　（運営委託事業者が作成するラベル用データの印刷及び参加商品への貼付）

オ　同行に係る渡航費（希望者のみ）

カ　その他、上記以外の経費

※　上記ウの各種証明書が必要かどうかは原材料などの産地等によって決まります。

　　　各事業者で「７ 輸入制度について」に記載しているリンク先にて最新の情報をご確認ください。

さらにご不明な場合は、当事務局までご相談ください。

４　参加事業者及び参加商品選定方法

　参加事業者の選定結果については、当協議会から申込者へ連絡します。申込が多数の場合など、参加のご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また参加商品については、申込商品を基本としますが、運営業者（現地の商社含む）との事前相談において、変更等のアドバイスや依頼等をさせていただく場合があります。

５　事業実施結果の報告及びアンケートの実施

今後の輸出に向けての具体的なプラン作成や商品開発につなげていただくため、事業実施後、テスト販売や営業代行の結果について、フィードバックを実施します。

なお、見積もりやサンプル提供依頼があった場合には、その都度ご連絡致します。

また、当協議会より本プロモーションの効果等について、事業完了後にアンケート（電話等でのヒアリングを含む）を実施します。〔上記　２ 参加条件　 (3)のオ〕

６　参加申込書提出期限

　　　参加を希望される事業者様は、下記提出書類を期限必着でご提出ください。

なお、提出いただいた情報は本事業の参加商品審査、事業実施事務以外には使用しません。

**●　提出期限：令和５年６月30日（金）**

|  |  |
| --- | --- |
| 提出方法 | メール |
| 提出内容 | ①参加申込書（様式１）  ②企業・商品情報シート　（様式２）  ※今回現地に輸送する商品を記載  ③PR用商品写真データ  （商品写真（外観）、商品写真（中身）、企業名ロゴ、調理例・料理アレンジの写真、　企業・生産者の写真、その他のイメージ写真など） |
| 提出先 | ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局（兵庫県農林水産部流通戦略課内）  E-mail　 ryuutsuusenryaku@pref.hyogo.lg.jp  ※メールタイトルに「マレーシアプロモーション申込（貴社・貴団体名）」と記載してください。 |

* 恐れ入りますが、メール送付後、事務局から３日以内（土日祝除く）に返信がない場合、電話にてご連絡願います。（TEL:078-362-9213）
* 商品選定によりプロモーションに参加いただけない場合でも、提出書類の返却は行いませんのでご了承ください。

７　輸入制度について

現地における輸入規制がございますので、お申し込みの前に必ずご確認をお願いいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 1. **内　容** | **URL** |
| マレーシア情報全般 | <https://www.jetro.go.jp/world/asia/my/> |
| 日本からの輸出に関する制度（マレーシア）各品目ごと | <https://www.jetro.go.jp/world/asia/my/foods/exportguide/> |
| 農林水産物・食品のマーケティング基礎  情報（マレーシア） | <https://www.jetro.go.jp/ext_library/1/_Marketing/2021/marketing_basicinfo_Malaysia_2021.pdf> |

※上記リンク先はJETROのHPとなります。

■その他参考■

JETROによる調査レポート

マレーシアにおける各分野の調査レポートが発表されています。マレーシアの市場やトレンドを把握するのに参照ください。　<https://www.jetro.go.jp/reportstop/asia/my/reports/>

８　免責事項

1. 本事業は参加事業者様に商品を無償提供いただき、マレーシアにおいてレストランでのメニュー提供、シェフや、バイヤー等への試食商談会を実施させていただくものです。ご提供いただいた参加商品はレストランメニュー用として使用します。本事業終了後、参加商品は試食用・サンプル用商品を含め返品はいたしません。また、現地に参加商品が届いた時点で参加商品の一部滅失、破損、欠損が生じていた場合や、通関を通らない等によって参加商品が現地に届かずプロモーションができなくなった場合でも、当協議会は一切の責任を負いかねます。
2. 参加商品選考後であっても、事業参加者様が本応募要領記載の参加条件を満たしていないことが判明した場合、または本事業の趣旨にそぐわないと当協議会が判断した場合は、参加をお断りする場合がございます。
3. 本事業にて、万が一事業参加者様が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、当協議会の故意または重過失によるものを除き、当協議会は責任を負わないものとします。
4. 本事業にて、事業参加者様自らが製造、加工又は原材料、賞味期限の一定の表示に関して、万一商品の瑕疵により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、過失の有無、第三者の翻訳の差異にかかわらず、これによって生じた損害については、当協議会はその責任を負わないものとします。
5. 本事業実施期間内及びその前後を通じて発生した事故、盗難、損傷等のいかなる損害についても、当協議会の故意または重過失による場合を除き、当協議会はその責任を負わないものとします。
6. 社会紛争、天災、行政または司法による判断、テロリズム、現地政治情勢の変動その他不可抗力により、本事業の全部または一部の実施が不能または困難となった場合には、事業参加者様が被る損害について当協議会はその責任を負わないものとします。
7. 当協議会が損害賠償義務を負う場合には、参加料を損害賠償額の上限とします。

９　問い合わせ先・申込先

　　ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局（兵庫県農林水産部流通戦略課内）

　　担当：村上、盛元

　　ＴＥＬ：　０７８－３６２－９２１３

　　ＦＡＸ：　０７８－３６２－４２７６

　　E-mail： ryuutsuusenryaku@pref.hyogo.lg.jp